

(仮称)青森市感染症予防計画(素案)の概要

1 趣旨

■国は、新型コロナウイルス感染症に対する取組を踏まえ、感染症法(以下「法」という。)を一部改正
■次の感染症危機に備えるため、保健所設置市においても感染症予防計画の策定を義務付け(令和6年4月1日施行)
※従来策定することとされていた都道府県の感染症予防計画は、記載事項を充実することとされた。

2 計画の位置付け

■法第10条の規定に基づく「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」
■本市の感染症予防計画は、法第10条第14項に基づき「国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針及び青森県の感染症予防計画に即して」策定
■基本的な指針が変更された場合等、必要が生じた場合には計画の見直しを実施

3 計画の概要

(1)目的
新型コロナウイルス対応等を踏まえた感染症予防計画の取組により、感染症発生時に、行政、医療機関、民間事業者等が、感染症の特性を踏まえた必要な対策を迅速かつ効果的に行うことで、市民にとって安心・安全な医療・療養体制を構築する。

(2)策定のポイント

【平時】新型コロナウイルス感染症での対応等を踏まえ、検査体制、医療提供体制、保健所体制等を中心に、平時からの備えを規定

■検査体制の整備
連携協議会を通じた県との連携による検査体制の整備
■医療提供体制等の確保
消防機関・民間業者等との事前協議等により、感染症患者の移送体制を整備
■保健所体制の確保等
組織体制・応援体制の整理や職員の研修・訓練の実施

【有事】有事には、平時の備えを活用し、関係機関等の協力を得ながら、まん延防止や患者への医療提供等の対応を迅速に実施

■感染症のまん延防止
積極的疫学調査による感染経路等の究明、検査の実施、入院勧告等の着実な実施
■感染症患者への医療の提供
平時からの連携体制の整備による、円滑な入院調整や患者移送等の実施
■外出自粛対象者への対応
健康観察、生活支援等の実施体制の早期整備と対応の実施

4 記載内容

第1 感染症発生予防・まん延防止施策

- ▶事前対応型行政の構築:平時からの感染症の発生防止等に重点を置いた施策を推進
- ▶予防接種:体制整備のほか、ワクチンに関する正しい知識の普及、接種場所等の情報提供
- ▶感染症発生動向調査:感染症に関する情報収集及び分析が適切かつ迅速に行われる体制の構築
- ▶食品衛生対策・環境衛生対策との連携:部門ごとの役割分担を明確にし、相互に連携
- ▶積極的疫学調査:流行状況の把握、感染源及び感染経路の迅速な究明のための確に実施
- ▶対人措置・対物措置:就業制限等の対人措置、消毒等の対物措置によるまん延防止

第2 病原体等の検査実施体制及び検査能力の向上

- ▶検査体制の充実:県等の検査施設との連携の下、病原体の検査体制等を構築
(数値目標)検査実施件数(実施能力):県の目標数値から算出

第3 感染症の患者等の移送体制の整備

- ▶体制整備:訓練の実施や関係機関との事前協議等による迅速かつ適切な移送体制の整備

第4 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ▶体制整備:医療機関等との連携による、迅速かつ適切に健康観察等を行う体制を構築
- ▶高齢者施設等への支援:医療機関等との連携による感染対策の助言を行うことができる体制を確保

第5 感染症の予防に関する人材育成・資質の向上

- ▶市や保健所の取組:感染症対策に関する研修会の実施等による職員の専門性の向上
(数値目標)研修・訓練の実実施回数:県の目標数値から算出

第6 保健所の体制整備

- ▶体制整備:感染症有事体制を検討し、当該体制を構成する職員の養成と確保
(数値目標)①感染症対応業務を行う人員確保数②IHEAT要員確保数:県の目標数値から算出

第7 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- ▶マニュアル等の整備、国等と連携した迅速かつ的確な対応、市民へのわかりやすい情報提供